

## ①児童の権利条約の精神の尊重（児童の最善の利益を第一に考える）

（これまでの議論における主な発言要旨より）

- ・現代の子ども達の健全育成概念を福祉、ウエルビーイングの視点から再検討すべき。
- ・子どもの育ちについて、子どもの権利条約の精神に則ってやっていくべき。子どもの主体性の視点、生きる力を育てるという視点が重要。
- ・今の制度や放課後児童支援員の養成研修が結果的にどのように子どもの最善の利益につながるのかを議論する必要がある。
- ・放課後の子どもの生活の場では、子どもが自主的にいる場とそうでない場があるということに留意が必要（放課後は、子どもにとっては、いたくないという希望の方が高い状況）。放課後児童クラブは、子どもにとって行くか行かないかを選べる場ではなく行かなければならない場であり、そのような行かなければならない場であるが故に子ども達への配慮が必要である。
- ・要支援家庭の親が昼間いないにも関わらず、クラブに入る手続きをしないがために行けない、あるいは、利用料が支払えなくて行けずに、放課後子供教室に通っているといった問題があるため、クラブは子どもが行きたい時に行ける場所にしていく必要がある。
- ・総論を考える上で一番大事な点は、①子どもの権利条約、②共生社会、③文部科学省が提唱している生きる力の3点である。
- ・放課後児童クラブは、子どもの自主性、社会性及び創造性を育むことを目的としており、寄り添い支援を考えていくためには、子どもの権利や子どもの意見表明権を重視しながら自主性、主体的に生きるということが実現するのではないか。
- ・「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が児童福祉法に盛り込まれたことを踏まえ、子どもが意見を表明でき、それを大人が聞くという参加の権利まで含まれているということを明確化すべき。
- ・一定の子どもの権利を保障する社会的なセキユリティーなどを考える構造を立体的な視点で検討をするべき。多様な運営主体あるいは住民の自主的な活動や企業の活動、塾等も含めた全体的な中で、子どもたちの育ちを考える必要がある。
- ・子どもたちが学校ですっと過ごすということを政策的に優遇することは、子どもたちのすみ分けにつながっていくのではないかと危惧する。子どもたちの中には学校になじみにくい子どもも存在するため、子どもはどこで育つべきなのか、第三の居場所はどうあるべきなのかという議論も十分に行う必要がある。

# 放課後児童対策のあり方に係る基本的な視点（案）

## ①児童の権利条約の精神の尊重（児童の最善の利益を第一に考える）

（これまでの議論における主な発言要旨より）

- ・放課後支援は、日本の児童生徒に広がる様々な格差（体験格差、教育格差、経済格差等）是正を目指す政策の一環に位置づけられるものであるべき。
- ・放課後に子どもたちがどんなところで、どのように過ごしたいかをしっかり把握すべき。放課後の児童の居場所を検討する際に、幼稚園や保育所などの乳幼児期の施設も検討に含める必要がある。
- ・放課後児童対策の検討においては、地域格差が生じることのないよう配慮するとともに、地域の実情等を十分に尊重することが望ましいと考える。
- ・子どもの最善の利益を放課後児童対策の中でいかに実現していくか、この原点に常に戻りながら、人材確保、人材配置、場所などのあり方について考えていくことが必要。
- ・すべての児童生徒という表現について、子どもたちを一つの塊のように考えてしまう可能性があるため、子どもたち一人一人にとって、居心地のよい空間や安心・安全な居場所を確保するという視点で議論を行うべき。

（参考）

※児童福祉法

第1条（児童の福祉を保障するための原理）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

※児童の権利に関する条約

（第3条1項） 児童に関するすべての措置をとるにあたって、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

（第12条1項） 締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

# 放課後児童対策のあり方に係る基本的な視点（案）

## ② 共生社会の実現

（これまでの議論における主な発言要旨より）

- ・地域共生社会を構成する一員としての子ども達、その子ども達の育ちはやはり共生でき、人と人がつながり合える子ども達を育てていくことが重要。
- ・総論を考える上で一番大事な点は、①子どもの権利条約、②共生社会、③文部科学省が提唱している生きる力の3点である。
- ・放課後児童クラブだけを考えるのではなく、子どもたちを地域全体で育む仕組みづくりが非常に重要であり、地域学校協働活動など文部科学省との連携推進が必要。
- ・放課後支援のあり方の検討は、様々な地域の実情に即し、かつ多様性を認めるものであるとともに、現状を肯定的にとらえる議論を基礎とするのではなく、改めて現状のあり方自体の再検討から議論をすすめることを重視すべき。
- ・一人一人の子どもの尊厳を大切にし、一人一人の子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことを目指し、一人一人の子どもの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、また、子どもたちに寄り添うことを大切にする育成支援が、福祉の視点から見た育成観である。（「指導」ではなく、横からあるいは後ろから寄り添っていく「支援」、「援助」、支え援助するというもの）

（参考）

※【平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定より引用】

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

※【第2回放課後児童対策に関する専門委員会資料2-1 柏女委員長提出資料より】

- ▶ 一人一人の子どもの尊厳を大切にし、一人一人の子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことをめざし、一人一人の可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、またそうした子どもたちに寄り添うことを大切にする支援である。主体的に遊び、主体的に生活する子どもは、支援者に支えられながらそこに起こる葛藤やその克服を通じて他者にもその権利があることを認識できるようになり、そんな他者とともに生きること喜びを見出すことができるようになる。それが、地域共生社会を体現する子どもたちとなる。
- ▶ 子どもたちは、地域で群れて育つことが保障されなければならない。高齢者、子ども、障害者のみならずすべての人々が共生できる地域社会をつくるためには、子どもたちを地域に戻さなければならない。子どもの放課後生活の保障は、地域共生社会づくりの観点から見直さなければならない。

# 放課後児童対策のあり方に係る基本的な視点（案）

## ③子どもたちの「生きる力」を育む

（これまでの議論における主な発言要旨より）

- ・総論を考える上で一番大事な点は、①子どもの権利条約、②共生社会、③文部科学省が提唱している生きる力の3点である。
- ・放課後の位置付けについて、遊びを通じて自立を育む観点や子どもの成長発達の面から捉え直す必要がある。放課後が、おまけという認識があり、その認識を変えていく必要がある。
- ・年齢やあるいは成熟度が高まるに従い、主体的に生き、自分の意見を持てるような人間として育っていく、子どもの自己決定力の育成と尊重という視点が重要。
- ・主体性と自己決定力を育むことが、子どもの権利条約の精神から見た育成観となるのではないか。
- ・地域と学校の連携という考え方とは、教室の中に閉じて担任の先生だけが行ってきた教育を、もっと地域・社会にあるさまざまなリソースを活用しながら、外に開かれた教育をしておくこと。
- ・地域との関係をどうしていくのかということと、省庁の垣根を越えた行政間の連携のあり方などは総論の中に加えるべき。

（参考）

※【21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（文部省中央教育審議会第一次答申）（平成8年7月19日）より引用】

国際化、情報化、科学技術の発展、環境の問題などのそれぞれに対する教育の在り方については、第2章以下で述べることとするが、これからの社会の変化に対応する教育の在り方の基本は、第1部で述べた、[生きる力]の育成を目指して教育を進めていくことが重要であるということである。すなわち、既に述べたように、これからの社会は、変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代であること、そのような社会において、子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性であり、そして、また、たくましく生きていくための健康や体力である、と考えるのである。

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。